



福岡医発第2787号(地)
平成24年 3月 1日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

自立支援医療（精神通院医療）における経過的特例の
平成24年4月以降の取扱いについて

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いにつきましては、平成23年3月25日付け福岡医発第2597号（地）にて、平成24年3月31日までの経過的特例（別紙1）についてお知らせしていたところです。

この度、今後の経過的特例の取扱いについて、厚生労働省より別紙2のとおり通知が発出され、福岡県（政令市除く）における自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票（以下「受給者証等」）について下記のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部障害者福祉課長より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各指定自立支援医療機関には、福岡県福祉労働部障害者福祉課より直接通知されておりますことを申し添えます。

記

1 現在の経過的特例措置の内容について

経過的特例が延長された場合に備えた措置として、受給者証等の余白に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載しています。（平成〇年〇月〇日は経過的特例が延長された場合における有効期間の終了日を記載しています。）

2 平成24年4月以降の取扱いについて

当該経過的特例については、平成27年3月31日まで延長されることとなりました。

市町村民税課税額23万5千円以上（一定所得以上）で高額治療継続者（いわゆる重度かつ継続）の方で、受給者等に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載されている受給者証等をお持ちの方は、特段の手続きをすることなく引続きその受給者証等を使用することができます。

福岡県医師会長
福岡県精神科病院協会会長
福岡県精神神経科診療所協会会長
福岡県薬剤師会長

殿

福岡県福祉労働部障害者福祉課長
(自 立 支 援 係)

自立支援医療（精神通院医療）における経過的特例の平成24年4月以降の取扱いについて（通知）

本県の障害者福祉の向上に、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いにつきましては、平成23年2月1日付22障第3076号（別紙1）により指定自立支援医療機関に対し通知しておりますが、この度、今後の経過的特例の取扱いについて、厚生労働省より別紙2のとおり通知があり、当該政令は平成24年2月3日に公布されました。

つきましては、福岡県（政令市除く）における自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票（以下「受給者証等」とする。）について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、各指定自立支援医療機関あてには、別途通知しておりますことを申し添えます。

記

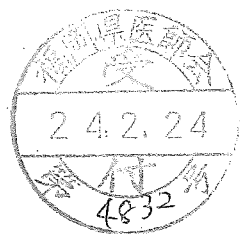
1 現在の経過的特例措置の内容について

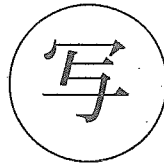
経過的特例が延長された場合に備えた措置として、受給者証等の余白に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載しています。（平成〇年〇月〇日は経過的特例が延長された場合における有効期間の終了日を記載しています。）

2 平成24年4月以降の取扱いについて

当該経過的特例については、平成27年3月31日まで延長されることとなりました。

市町村民税課税額23万5千円以上（一定所得以上）で高額治療継続者（いわゆる重度かつ継続）の方で、受給者等に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載されている受給者証等をお持ちの方は、特段の手続きをすることなく引き続きその受給者証等を使用することができます。





各指定自立支援医療機関 管理者 殿
(精神通院医療)

福岡県福祉労働部障害者福祉課長
(自立支援係)

自立支援医療(精神通院医療)における経過的特例の平成24年4月以降の取扱いについて(通知)

本県の障害者福祉の向上に、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いにつきましては、平成23年2月1日付22障第3076号(別紙1)により通知しておりますが、この度、今後の経過的特例の取扱いについて、厚生労働省より別紙2のとおり通知があり、当該政令は平成24年2月3日に公布されました。

つきましては、福岡県(政令市除く)における自立支援医療受給者証(精神通院医療)及び自己負担上限額管理票(以下「受給者証等」とする。)について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

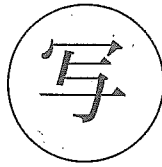
1 現在の経過的特例措置の内容について

経過的特例が延長された場合に備えた措置として、受給者証等の余白に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載しています。(平成〇年〇月〇日は経過的特例が延長された場合における有効期間の終了日を記載しています。)

2 平成24年4月以降の取扱いについて

当該経過的特例については、平成27年3月31日まで延長されることとなりました。

市町村民税課税額23万5千円以上(一定所得以上)で高額治療継続者(いわゆる重度かつ継続)の方で、受給者等に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載されている受給者証等をお持ちの方は、特段の手続きをすることなく引き続きその受給者証等を使用することができます。



各指定自立支援医療機関 管理者 殿
(精神通院医療)

福岡県福祉労働部障害者福祉課長
(自立支援係)

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて (通知)

本県の障害者福祉の向上に、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自立支援医療(精神通院医療)におきましては、平成24年3月31日までの経過措置(以下、「経過的特例」とする)として、自立支援医療の対象外である一定以上の所得(市町村民税所得割23万5千円以上)がある方であっても、高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」)に該当する方(以下「経過的特例措置該当者」とする。)につきましては、自立支援医療の対象としてきたところですが、この度、今後の経過的特例の取扱いについて、厚生労働省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、福岡県(政令市除く)における自立支援医療受給者証(精神通院医療)及び自己負担上限額管理票(以下「受給者証等」とする。)について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 厚生労働省からの事務連絡の概要

- ・ 経過的特例の適用は、原則として平成24年3月31日まで。
- ・ 今後の取扱いが決定するまでの間、受給者証に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする」等の記載をすることにより、経過的特例が延長された場合の受給者証の有効期間の延長を不要とする措置を取っても差し支えない。

2 福岡県(政令市除く)における受給者証等の取扱いについて

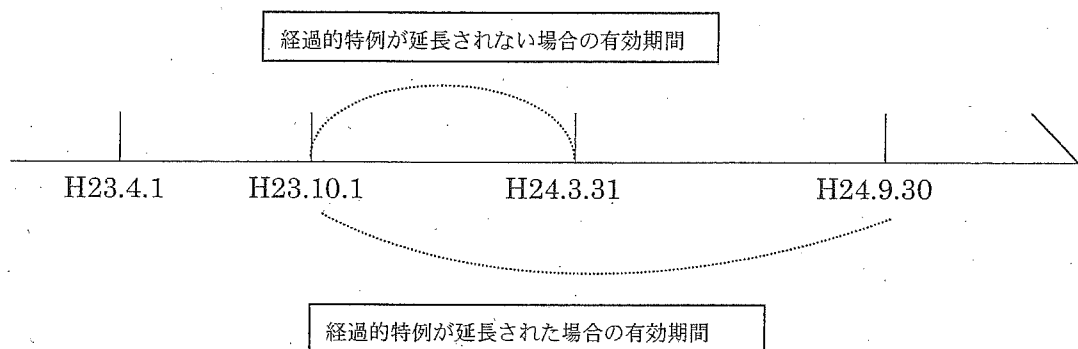
経過的特例が延長された場合に備えた措置として、受給者証等の余白に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載します。(平成〇年〇月〇日は経過的特例が延長された場合における有効期間の終了日を記載します。)

3 今回の取扱いの対象となる方

自立支援医療(精神通院医療)の有効期間の開始日が、「平成23年5月1日」以降である
経過的特例措置該当者

※ 経過的特例措置該当者以外の自立支援医療(精神通院医療)受給者につきましては、受給者証等における取扱いの変更はありません。

(例) 自立支援医療（精神通院医療）の有効期間の開始日が平成23年10月1日である場合



- 受給者証等の有効期間欄への記載内容
「平成23年10月1日より平成24年3月31日まで」
- 受給者証等の余白への記載内容
「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成24年9月30日までとする」



事 務 連 絡
平成23年12月26日

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療における経過的特例の平成24年4月以降の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療の経過的特例については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）附則第12条及び第13条において、平成24年3月31日までとされているところですが、平成24年4月1日以降も本経過的特例を延長する予定としております。

今回の延長に伴う障害者自立支援法施行令の改正については、現在作業を進めているところですが、公布後速やかに対応できるようにする観点から、下記を参考の上、あらかじめ準備いただくよう管内各関係機関へ周知いただくとともに事業の適正な実施が図られるようお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いします。

記

<職権による支給認定の変更について>

経過的特例の期限延長に伴って、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期間の延長を行う必要が生じることとなるが、利用者の負担軽減及び事務の簡素化の観点から障害者自立支援法第56条第2項の規定により職権変更による延長を行うことが可能である。

なお、平成22年12月28日付け事務連絡により、受給者証に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載をした場合については、職権変更による延長の取扱いとは不要である。

＜事務処理方法について＞

①「当初（現在支給認定しているもの）の支給認定開始日から起算して1年以内の日が属する月の末日（かつ医療が必要な期間として知事等が認める期間）を支給認定の有効期間とする受給者証及び延長した期間の自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）を新たに作成していただきたい。

②①の新たな受給者証等を受給者に対して発行する時期については、本改正を盛り込んだ政令改正の公布後速やかに行っていただきたい。

③また、「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」で、平成24年3月31日をもって有効期間を迎え、引き続き更新の必要がある者（例えば1年間の有効期間の場合：平成23年4月1日～平成24年3月31日までの有効期間である者）又は同負担区分で平成24年4月以降を支給認定開始日とする新規申請者からの申請書の提出があった場合の申請書は受理して事務処理を行っていただくが、当該支給認定に係る受給者証等の発行については改正政令公布後に行っていただきたい。

④現在、支給認定障害者等が所持している受給者証及び管理票の取扱いについては、回収する又は支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実に行うよう周知するなど適宜の方法を各自治体の判断で行っても差し支えない。

⑤①に該当する者が既に取得した診断書については、次回の申請（今回の職権変更による延長において、延長された期限が到来した際に行う申請）に使用しても差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 瀧田
TEL:03-5253-1111(内3057)
E-mail:jiritsuiryou@mhlw.go.jp